

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第3号

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成10年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20日以内」を「30日以内」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する税外収入金に係る督促について適用し、同日前に納期限の到来する税外収入金に係る督促については、なお従前の例による。